

第6期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

		記録（書記）		後藤
会議名	自立支援協議会（全体会）	回数		第9回
日時	2019年11月20日（水）	13時30分	～	15時45分
会場	中野区役所 7階 第10会議室			
検討内容				
<p>◆会長あいさつ◆</p> <p>各地で台風15号、19号が、各地で甚大な被害をもたらした。また、先日は中野区健康福祉審議会 障害部会が開催され、進捗状況や今後の課題について話し合い、おおむね計画通り進んでいることを確認した。</p> <p>ITが盛んになり、人が働く場所を奪ってしまう、障害のある方の働く場所が無くなってしまおうという懸念がある中、IT等のテクノロジーによって障害のある方の機能がさらに充実していくのではないかと、障害者の雇用が3倍の相談するという見通しを立てたと、アメリカのIT企業のガードナーが発表した。</p> <p>一般社団法人 障害者雇用基準認定協会は、障害のある方の雇用基準を認定する協会であり、基準検定を採用しながら、Eラーニングやオンラインテスト等で企業の雇用不安の解消、障害のある方をどのように戦力に加えていくか、既存社員に対して障害のある方のマネジメント力の強化、社員が多様性のある働き方を学ぶ等の取組みを行っている。</p> <p>株式会社エスプールプラスは、農業を活用した障害者雇用のコンサルティング事業、企業向け貸農園の運営、開発、管理、障害就労支援事業などを行っている企業で、障害のある方の働き方を新しい形で展開している。企業は障害者雇用率にカウントすることができ、働いている方にとっては所得が保障される。一方で、雇用している会社で働いているのではなく、別の会社が運営している会社で働いている形であり、雇用の外注化といえる形態となっている。こういった企業に対して、我々のように公的資金で運営しているところが、これが働き方として本当に適切かどうか批判することは簡単にはできないことではあるが、雇用率という制度そのものに問題があるのではないかと感じた。</p> <p>(1) 区からの報告事項</p> <p>① 中野区における再犯防止推進計画の策定について</p> <p>平成28年12月に再犯防止推進法が成立し、翌年12月に国として再犯防止推進計画が閣議決定された。再犯防止推進法では、地方公共団体にも再犯防止に関する施策の実施責任があるものとし、再犯防止計画の策定に関する努力義務を課している。こうした経過のもと、本年7月に東京都再犯防止推進計画が策定され、中野区としても再犯防止推進に係る計画を策定することとなった。</p> <p>今後の予定は、令和元年11月下旬に計画素案策定、令和2年1月に意見交換会実施、2月に計画案策定、3月にパブリック・コメント手続きの実施、5月に計画策定となっている。</p> <p>（意見）</p> <p>○犯罪を犯して刑務所に入って、罪を償った方が社会に復帰した時に、社会で受け止める場所もなく、元の生活に戻ることは非常に難しい。刑務所から出てきた方の居場所を作るという事が、</p>				

最も再犯防止につながると思う。刑務所から出てきた方を、放っておかないということができるだけ計画の中に盛り込んでいただければと思う。

○犯罪を犯して刑務所に入って、出てきた方の地域での受け皿がなく、困ったケースがあった。一自治体で解決できる問題ではないので、東京都、自治体と連携して取り組む課題であると思う。

② 「(仮称)中野区手話言語条例」及び「(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」の考え方について

「(仮称)中野区手話言語条例」及び「(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」の考え方についての説明。

(質問)

手話が言語として定められた経緯と、手話以外にも言語となりえるものはあるが、今回はなぜ二つの条例が定められることになったのか、この二点についてお伺いしたい。

(回答)

当初、区では導入にあたり、一つの条例を想定していたが、障害のある方との情報交換のなかで、手話は意思疎通の手段というより言語としての位置づけをはっきりしてほしいというご意見があった。そのため「(仮称)中野区手話言語条例」は、手話は言語であり、その理解を促進するという条例となっている。また、「(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」は、すべての障害のある方の多様な意思疎通の促進に関する条例としている。

(質問)

- ① この二つの条例と障害者差別解消法との関連性はどうか。
- ② この条例が施行されるにあたり、本庁舎ではどのような取組を行うのか。
- ③ 相談支援事業所では、こちらの条例が施行されるにあたり、どのような対応が必要か。

(回答)

- ① 障害者差別解消法とも整合性を取りながら進めている。
- ② 本庁舎では、職員へ手話の研修を行っているので今後も継続する。点字については、障害福祉課に点字プリンターがあるので、そちらを活用して郵送物を発送するという取組を行う。意見交換を行って、そういった取組みがまだ立ち遅れているというご意見も頂いたので、一度にすべての通知を点字にして郵送することは難しいが、条例制定の動きを他部署とも共有しながら合理的配慮の行える体制を整えていく。
- ③ 本庁舎の受付に、手話通訳者を配置している。庁内であれば、通訳者が付き添って窓口へ行くことは可能。すこやか障害者相談支援事業所では、まだそういった取組みを行うことができていないが、意思疎通への支援が必要な方への配慮を徐々に相談窓口へも障害福祉課から発信して、配慮できるように推進していきたいと考えている。段階的に、協力していただける体制を取っていきたい。

(意見)

○関係団体が、二つの条例を十分に承知し浸透しているか懸念される。「(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」については、時間をかけて丁寧に検討してもいいのではないかと。

○手話は独自の文法を持つ言語である。手話でなければコミュニケーションを取れない方がいらっしやるので、他の言語と同一視するのは違うのではないかと思う。とはいえ、急に事業者に対して手話に対応できるように求めるのも、難しいのではないかと。「(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」は、確かに中野区で制定の動きがあることがあまり知られていないので、その辺り検討の余地があるのではないかと。

(2) 相談支援機関会議報告

◆第66回(9月25日実施)事例件数総数:30件

主な話題は、長期入院中の知的障害と精神障害を併せ持つ方の退院先となりうるグループホームが見つかりにくいということについて。既存のサービスに繋がらず、引きこもりのようになっている精神障害の方への支援について。10月1日からスタートした児童発達支援の利用者負担の無償化について。

◆第67回(10月30日実施)事例件数総数:42件

主な話題は、東京都外や近隣区にお住まいの方からの相談支援機関への問い合わせについて。相談支援機関への不登校の相談について。

(質問)

2017年3月の地方公共団体等による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインを受けて、措置入院患者の退院後支援の取組みが行われているのだと思うが、これから作成されるガイドラインの正確な名称と、東京都との関係がどうなっているか、教えて頂きたい。

(回答)

国から「地方公共団体による精神障害者の退院後支援ガイドライン」が示されているが、東京都の動きは把握できていない。先日開催された、中野区地域精神保健連絡協議会では、国の示しているガイドラインが資料として提示された。中野区では退院支援として、平成30年度の措置入院患者30名全ての方を対象として、30名の方と面接を行い、退院支援計画を作成して支援を受けられた方は15名という報告を受けている。

中野区保健所が措置患者の退院支援計画作成の手引きを作成して、それに基づいて支援を行っている。対象は措置入院の方に限らず、中野区保健所長が必要と認められた方については医療保護入院の方なども対象と認められている。

(質問)

特定相談支援事業所は、当初は中野区から自法人のサービスを利用している方の計画作成をしてほしいという依頼があって、始まっている事業所が多い。自法人の事業所から別の法人の事業所へ変更する場合等に調整が発生した場合、どのようにコーディネートを進めていったらいいのか。

(回答)

サービス変更の場面で、計画相談の事業所を変更したい場合は、あくまでご本人の意思に基づいて指定特定相談支援事業所を変更して頂く形になる。一般的な回答では、指定特定相談支援事業の機能はその方にとって、最も適切なサービスの組み合わせを考慮してサービス等利用計画を作成し、そのための事業所調整を関係者会議を開催して行うという事になっている。ただ、そこまで踏み込めない実情もあると思うので、区では年に2回研修会を開催して、相談支援専門員に参加してもらい、本来の計画相談の在り方をお伝えし、人材育成に取り組んでいる。

(質問)

勘案調査を行っているすこやか障害者相談支援事業所に対して、事業所として悩む場面でバックアップしてもらいたいという意味で頼ってしまうのではないかと思うが、すこやか障害者相談支援事業所には相談せずに中野区へ相談するということでよいのか。

(回答)

ケースによって事情も異なるので、この場で線引きするのは難しい。

(3) 相談支援部会報告

第15回相談支援部会(9月18日開催)では、地域包括支援センターの管理者2名をお招きして意見交換を行った。第16回相談支援部会(10月8日開催)では、グループ討議の続きを行った。グループ①は《成人期の相談の課題について》、グループ②は《介護保険への移行、連携について》。

(4) 地域生活支援部会報告

第6回地域生活支援部会(10月8日開催)では、令和2年2月に行う大家さん向けセミナー、パンフレット等成果物作成について、話し合いを行った。

(パンフレット等成果物作成について意見交換)

○すでに区で配布しているヘルプカードや、都営交通等で配布しているヘルプマークがあるので、色々な種類のものがあると混乱するかもしれない。

○中野区のヘルプカードは二つ折りのカードだが、他区では都営交通などで配布しているヘルプマークのようにカバン等につけられるタイプのものを配布している。

○グループホームを増やしたいという目的があるので、大家さんなど住居を提供してくれる方に向けて、グループホームを運営して資産活用することをアピールするようなタイトルにしても

いいのではないか。

(質問)

区有地を活用したグループホーム建設の計画はあるか。

(回答)

検討している。

(質問)

災害時に避難が必要になる方について、個別支援計画を作成することになっているが、現在の進捗状況等についてお伺いしたい。

(質問)

災害時避難要支援者の個別支援計画は、数年前から取り組みを行い、障害福祉課管轄のところに関しては作成が終わっている。障害福祉課で所管するのは身体障害と知的障害の方、精神障害の方はすこやか福祉センターの保健師が作成して集約している。

(5) 就労支援部会報告

第13回就労支援部会(9月17日開催)では、東京都 福祉保健局障害者施策推進課 生活支援課 高橋課長代理をお招きして、東京チャレンジオフィスの概要の説明をして頂いた。第14回就労支援部会(10月15日開催)では、中野区が中野区障害者福祉事業団と連携して実施している区役所庁舎体験実習について。

(6) 施設系事業者連絡会報告

第58回施設系事業者連絡会(10月24日開催)では、人材確保をテーマに東京都手をつなぐ育成会の事務局次長(採用担当)から、法人の人材確保の取り組みについてお話を伺った。

(7) その他報告・提案事項

- 差別解消部会：12月に部会開催予定。
- 居宅系事業者連絡会：12月18日(水)に研修会を開催予定。
- 障害者支援施設江古田の森展覧会「森のワクワク森のモリモリ展！」
日時：令和元年11月23日(土)～25日(月)
会場：なかのZEROホール
- 「国連人権勧告の実現を！」第7回集会
「仕事の世界における暴力とハラスメント撤廃条約」を批准させよう！
日時：令和元年12月7日(土) 13:30 集会スタート、15:30 パレード出発
会場：青山学院大学 17号館 309号室
- 2019年度 中野区高次脳機能障害理解促進セミナー
「高次脳機能障害者の居場所について考える」
日時：令和元年12月8日(日) 13:30～16:30
会場：中野区産業振興センター 3階・研修室

• 4部会合同セミナー

日程は令和2年1月30日（木）の午後に決定した。内容は障害者権利条約について、講師は、全国「精神病」者集団 運営委員 桐原尚之氏。

• 「福祉が社会の真ん中で人を幸せにする」プロジェクト 「Session! Tokyo50」

日時：令和元年11月30日（土）10：00～15：00

会場：中野セントラルパーク パークアベニュー

• 12月上旬に「人権週間」「障害者週間」にあわせて、中野区役所ロビーにてパネル展を開催。自主製作作品の販売等も同時に開催。

日時：12月2日（月）～12月6日（金）

場所：中野区役所 1階 ロビー

備考

次回日程 令和2年1月15日（水）13：30～15：30
中野区役所 7階 第10会議室